

大名領国における糸割符制の変遷と商人の動向

藤野, 保

<https://doi.org/10.15017/2244047>

出版情報 : 史淵. 100, pp.57-72, 1968-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

大名領国における

糸割符制の変遷と商人の動向

藤野 保

まえがき

幕藩体制下における外国貿易の仕法として、糸割符制という貿易形態が採用されたこと、この貿易形態は、長崎に将来する外国商人の生糸を、糸割符仲間というわが国の富裕な特定商人層の仲間が一括購入し、国内の諸国商人に分配するシステムであり、その際、外国商人から生糸を購入する価格と、諸国商人に売却する価格との間に生じた差額、つまり糸割符増銀が、一定の比率によって仲間に配分される仕組みになっていたことは、すでにこれまでの研究によって明らかにされた基本的事実である。

しかし、この糸割符増銀にせよ、のちの市法貨物時代におこなわれた貨物増銀にせよ、長崎貿易における利益銀の一部が、糸割符仲間の外に町方に配分されたのは、「貿易都市長崎と駿府においてのみ認められ」た特権である、といわれている。⁽¹⁾果してそうであろうか。

本稿は、幕府の直轄都市である右の両都市以外にも、長崎貿易における利益銀の一部が町方に配分されていた事実を明らかにするために、基本史料を提供することを目的としているが、当面分析の対象とする平戸が大名の城下町であり、か

つ分国糸配分の組織のなかに包含されていたことから、従来貿易史家によって解明されることの少なかつた大名領国における分国糸配分の問題を明らかにするとともに、幕府の貿易仕法の変遷に対応して、大名領国における貿易商人がどのように変化していったかを明らかにしようとするものである。

以下用いる史料は、かつて平戸の町年寄をつとめた谷村家所蔵の「御役所御手鑑」であり、文中においては「手鑑」と略記する。

【註】

(1) 中田易直「駿府と長崎貿易——近世封建都市の一考察

——」（『中央大学八十周年記念論文集』所収）。

(2) 分国系そのものを直接対象とした論文に箭内健次「分国

糸についての一考察」（『史淵』八八輯）があるが、本稿は、寛永八年における分国糸配分決定の意義を論じたのみで、大名領国における分国糸配分の問題にまで触れるに至っていない。

一 貿易仕法の変遷と平戸商人

寛永十八年、オランダ商館の長崎移転による外国貿易の中断によって、藩財政に大きな打撃をうけた平戸藩⁽¹⁾は、その代償として、幕府から現糸十九丸を配分され、ここに平戸藩も、いわゆる分国糸配分の組織のなかに包含されることになった。周知のように、分国糸配分の組織とは、寛永八年における糸割符制の改正とともに実施された西国大名に対する分国糸の配分の組織をいう。⁽²⁾すなわち、それによると、筑前博多（福岡藩）⁽³⁾ 十二丸半・筑後（柳川・久留米藩）⁽⁴⁾ 五丸・肥前（佐賀藩）⁽⁵⁾ 五丸・対馬（厳原藩）⁽⁶⁾ 二丸半・豊前小倉（小倉藩）⁽⁷⁾ 一丸半という割合で配分された。これに寛永十八年以降、平戸（平戸藩）の十九丸が追加されたわけである。

分国糸の配分比率からみると、平戸藩の十九丸は、福岡藩の十二丸について第二位を占めている。これはいうまでもなく、平戸藩はそれまでに置かれた特殊な地位によるものであり、オランダ商館を幕府の直轄都市長崎に奪われた平戸の商人団の幕府に対する陳情運動も⁽⁵⁾効を奏したものと思われる。

こうして、平戸藩も糸割符制下の分国糸配分の組織のなかに包含されたが、一四年後の明暦元年には、糸割符制の廃止とともに分国糸の配分も中止されるに至った。このことは、幕府がかって貿易統制と都市支配の必要から、五力所（堺・京都・長崎・江戸・大阪）の有力町人に与えた糸割符商人（仲間）としての特権的地位の付与が、幕府権力の体制的確立によって不要になったことの現われであるとともに、具体的には、糸の取引を広く一般商人に許容することによって、物価を抑圧しようとした幕府の貿易政策を示すもの、といわれている。⁽⁶⁾

かつて外国貿易に従事していた平戸の商人団は、オランダ商館の長崎移転によって大打撃をうけ、その一部が僅かに現糸十九丸の配分をうけて余命を保ってきたが、今また糸割符制の廃止にもなう分国糸配分の中止によって、かれらの衰退は決定的となり、なかには鯨組に転向するものも現われた。この間の事情について「霜木覚書」⁽⁷⁾は、次のように説明している。

明暦二年申ノ年（元年末ノ年か）、長崎糸ノ割符御破被成、当町人共取来候糸割符も止候而、町人共難儀仕由ニ而、銀子式拾貫目・米式千俵無利ニ御借シ手廻ヲ仕、其後鯨突ヲも仕立申候故、段々得利潤、比ニ至而銀子九拾貫余町中之貯銀有之事

右の史料は、幕府の貿易仕法の変遷に応じて、大名領国における貿易商人が、どのように経営形態を変革せしめていたかを示す好例である。

幕府は糸割符制に代って相対仕法を実施し貿易の自由化を図った。その結果、長崎には諸国の商人が多数参集し、輸入

貨物の買入れを争うこととなり、そのため却って輸入品の価格は騰貴し、貿易取引の主導権は完全に外国商人の手中に掌握されることになった。オランダの対日貿易史上、最大の黄金時代を現出したのは、このときであるという。⁽⁸⁾ ここにおいて、幕府は貿易仕法を再検討することとなり、かくして、寛文十二年市法貨物仕法が設定されたのである。⁽⁹⁾

市法貨物仕法とは、五カ所商人から選ばれた札宿老・目利役らがおこなった輸入貨物の評価にもとづいて、長崎奉行所で価格の最終決定をおこない、この価格で外国商人と取引する貿易仕法をいう。購入した貨物は五カ所および諸国の商人に売渡し、その差額を市法会所の利益銀（貨物増銀）として、長崎の地役人・町人、さらには他の四カ所および諸国の商人に配分した。⁽¹⁰⁾

この仕法の特徴は、長崎奉行の貿易業務についての発言力が強化されたところにあり、幕府は本仕法の実施によって、輸入品に対する価格の決定権を掌中に収めることが可能となった。内容的には糸割符仕法をそのまま他の貨物全般に援用したものであるが、そこには、もはやかつての糸割符商人のような特権商人は存在せず、あらゆる貿易商人に取引の権利が認められた。その際、取引の額に応じて商人を大・中・小の三段階に分ち、諸国の商人を長崎を除く他の四カ所に分属せしめ、五カ所および諸国の商人の各々について、その取引額を詳細に規定した。⁽¹¹⁾

第一表は、市法貨物仕法下における全国取引の商人数とその取引額を示したものである。それによると、取引商人の数は全国六、六四六名、取引額一萬八、二六三貫二四三匁（分以下切捨）に達しており、そのうち、長崎商人は五、四二一名、取引額一萬〇、一四四貫四〇一匁で、それぞれ八〇%以上を占め、鎖国体制下の外国貿易における長崎商人の有利性を知ることができる。そのため、貨物増銀の配分も他に比較して遙かに多く、市法貨物仕法一二年間における総増銀高四萬六、二七八貫余のうち、長崎に投下されたものは、半額以上の二萬四、三六六貫余に達したという。⁽¹²⁾ これらの貨物増銀が長崎奉行以下の諸役人や地下町人に配分されたわけで、長崎は万事結構づくめとなり、「無益の華美を好み候」傾向が

第1表 市法貨物仕法下における取引商人数と取引額

五カ所・裁判	取引商人数	取引額	各裁判所属の地域
江戸	58	546.600	
江戸裁判	273	1,296.501	近江・伊予・讃岐・豊前 豊後・肥前・平戸(駿河)
京都	139	1,269.624	
京都裁判	173	627.326	和泉・安芸・筑前・筑後 唐津・大村・天草
大阪	117	866.189	
大阪裁判	182	865.105	石見・周防・長門・肥後 薩摩・島原・対馬
堺	285	2,916.176	
堺裁判	12	77.417	伏見・伊勢・紀伊・播磨 備中・志摩
長崎	5,412	10,144.401	
計	6,646	18,263.243	

〔註〕 竹越与三郎『日本経済史』5巻P341~350による。

顕著となったのである。⁽¹⁴⁾

ところで、平戸は近江・伊予・讃岐などとも
もに、江戸裁判に分属されたが、先に挙げた史
料⁽¹⁵⁾によると、

一 二十三貫五百目

平戸大商人 三人

一 九十三貫四百目

同所中商人 二十三人

一 九十二貫三百四十六匁二分

同所小商人 三十二人

一 六貫七百日 同所中商人 一人

是は追て被仰付

とあり、当時平戸商人で貨物取引に参加して
いた商人が五九名、取引額二一五貫九四六匁二分
に達していたことが解る。「手鑑」によると、

一 於長崎諸国商人へ貨物被仰付、当所商人

共も貨物受納仕候事寛文十二壬子之年初、

天和二壬戌年相止候、当所商人共受納仕候

貨物銀ハ御勘定場へ御預り、其後年々何もへ被下置候、貨物初中程ノ諸国ニ而国貨物頭被仰付、当所ニ而ハ吉村庄次郎被差越相勤候事

右貨物被仰付候長崎御奉行ハ、牛込忠左衛門様・松平基三郎様ニ而御座候

とあり、平戸藩においては、貨物銀（貨物増銀）は当初藩の勘定場に預ったことが解る。「其後年々何もへ被下置」とあるのは、平戸の地下町人に配分されたことを示すものであろう。⁽¹⁶⁾とすれば、このことは、後述する糸割符増銀の町方配分とともに、従来の研究史に重要な事実を提供するものである。なお、右の史料によって、諸国に国貨物頭が設置されたことが判明するが、平戸藩においては、町年寄の吉村庄次郎が任命されている。

二 糸割符増録の配分と平戸商人の動向

市法貨物仕法の実施にともなう貿易額の増加は、当然金銀流出の増大となって現象したが、幕府はこうした事態に対して、新たな政策を打ち出す必要に迫られた。他方、貨物増銀によって繁栄した長崎における奢侈の流行に対しても、何らかの制限を加える必要に迫られていたのである。

当時の幕府は、徳川一門の上野館林藩主徳川綱吉が五代將軍に就任して間もない時期にあたる。綱吉は徳川幕府最初の養子將軍として、將軍專制体制を確立するため、賞罰嚴明の方針を明示する一方、綱紀の肅正、幕府財政強化のための諸般の政策を断行した。⁽¹⁷⁾いわゆる「天和の治」というのがこれである。市法貨物仕法下における外国貿易の実情が、先にみたところにあるとすれば、これに改正が加えられるのは当然である。かくして、貿易仕法が三たび改正され、貞享二年市法貨物仕法から定高貿易仕法へと切替えられた。

定高貿易仕法の特色は、中国・オランダ両船貿易額をそれぞれ銀六、〇〇〇貫、同三、〇〇〇貫に制限した¹⁸ことに示されるように、幕府が外国船の貿易額を制限したところにある。この仕法の名称が起るゆえんである。これとともに重要なことは、糸割符制が復活されたことで、この時から中国産の白糸の外に、南方産の黄糸も残らず糸割符の対象となった。¹⁹この時復活された糸割符制は、五カ所の題糸高および分国の現糸高とも、寛永十八年のそれと全く同一であった。²⁰こうして、分国糸配分組織の復活のなかで、平戸藩においても、再び現糸十九が配分されることになったのである。この点に關して、「手鑑」には次のように記載されている。

一 於長崎分國中へ糸割符被下置候事、貞享二乙丑之年、当町へも先年之通、糸割符被下置候段申來、同六月ニ為御礼、町年寄吉村庄次郎・谷川助左衛門被指越候

一 同丑ノ七月ノ右糸割符為受納、來嶋伊左衛門・判田安右衛門上下四人ニ而被指越、同十月ニ糸之増銀請取罷帰、右兩人ニ為苦勞銀老人前ニ銀五枚宛被下候、翌年ノハ來嶋伊左衛門老人被指越、八朔御礼斗相勤罷帰、若糸割符ニ付彼地にて御用之節ハ、長崎御屋敷番小林徳右衛門罷出承候様被仰付候、為苦勞銀伊左衛門ニ五枚、徳古衛門ニ五枚宛毎年被下候、都合拾枚徳右衛門ニ被下候、五枚之内ノ三拾目ハ滿や久左衛門ニ被下候

右 糸 之 割

- 一 百丸 京
- 一 百貳拾丸 堺
- 一 百丸 江戸
- 一 五拾丸 大坂
- 一 百丸 長崎

以上

一 貳拾丸

後藤縫殿助

一 八丸

後藤屋吉兵衛

一 八丸

上柳彦十郎

一 八丸

茶屋新四郎

一 八丸

茶屋四郎次郎

一 八丸

亀屋庄右衛門

右御呉服師之分ハ、五ヶ所割符之外、毎年此書付之ことく被下候、但直段ハ割符可為同前事

一 拾貳丸

博多

一 五丸

筑後

一 五丸

肥前

一 壹丸半

小倉

一 貳丸半

対馬

一 拾丸

平戸

右六ヶ所之分系多渡候時ハ、此割之ことくたるへし、少ク来候時ハ此積を以減少可割渡者也
以上である。

平戸藩においては、貞享二年七月から糸割符受納のために、来嶋伊左衛門・判田安右衛門の両名を長崎に出向させているが、かれらは同年十月に糸割符増銀を受取って帰国している。翌三年からは、来嶋伊左衛門一名を長崎に出向させ、八

朔御礼のみを勤めさせたが、糸割符について御用があるときは、長崎屋敷番の小林徳右衛門を outward させ御用を勤めさせている。⁽²¹⁾

こうして、平戸藩においては、分国糸の配分を受けた他の諸藩と同様に、貞享二年からこの仕法が廃止される元禄十年までの一三年間、毎年十九ずつの現糸の配分を受けたのである。一丸は五〇斤であるから、平戸藩が一三年間に受取った現糸総額は一三〇丸の六、五〇〇斤となる。さらに、これに応じて糸割符増銀の配分を受けたことは、「手鑑」によって明瞭に看取することができる。

この糸割符増銀が五カ所の糸割符仲間にとのよう配分されたかについては、中田易直氏の詳細な研究があるが、分国糸の配分を受ける諸藩においては、未だ明らかにされていない。しかも、前述したように、長崎貿易における利益銀の一部が町方に配分されたのは、長崎と駿府においてのみ認められた特権である、とされている。ところが平戸においては明らかに糸割符増銀が町方に配分されているのである。このことは、分国糸の配分問題に新事実を提供するばかりでなく、糸割符制そのものを体系的に理解するための重要な史料を提供することになる。「手鑑」には次のように記載されている。

貞享二乙丑年元禄十丁丑年迄、十三年糸割符当町江受納、同丑年元禄十丁丑年迄相止候事
十三年糸割符

一 銀高百拾四貫七百九拾九匁五分八厘三毛四弗

内六貫五百目

是ハ長崎糸支配、五ヶ所ニ糸老斤ニ付老匁宛引取積り、老年ニ五百目宛相渡

内拾貫六百拾九匁九厘

大名領国における糸割符制の変遷と商人の動向（藤野）

大名領国における糸割符制の変遷と商人の動向（藤野）

是ハ八朔御札割符銀受取参候者給銀諸遣十三年分

内四拾四貫三百目九分壹厘六毛八弗

是ハ平戸町中諸遣

引残五拾三貫三百七拾九匁五分七厘六毛六弗

内四拾九貫三百七拾九匁五分七厘六毛六弗

是ハ右丑年々子之年迄十二年ニ、平戸町中坪数ニ割渡候

内四貫目

是ハ元禄十丁丑ノ年老年分町中遣引残候所、町中為用銀残置、唯今手廻シニ致候分

右長崎糸割符平戸町へ致受納候訳ハ、先年阿蘭陀御当地へ入津仕候内、当町中ニ白糸六千斤割符出し候、阿蘭陀人長崎へ引越候而も、平戸町頭立候商人長崎へ罷越、六千斤糸割符阿蘭陀出候段申達候処、公義へも御聞届被遊割符受納致候処、其後相止、今度分国中へ糸割符被下置候処、当町へも被下置候、右之訳承、爰元割符ハ分国と違余慶ニ相減り候、

然処元禄十丁丑年迄十三年割符被下、分国共ニ相止候事

平戸藩が貞享二年から元禄十年までの一三年間に配分された糸割符増銀は一一四貫七九九匁（分以下切捨）で、そのうち六貫五〇〇目は「長崎糸支配、五ヶ所ニ糸壹斤ニ付壹匁宛引取積り」とあるから、平戸藩も五カ所と同様、長崎糸支配に対し生糸一斤につき一匁の割で支払っていたことが解る。²³一年の支払額は五〇〇目で、六貫五〇〇目はその一三年分である。次に一〇貫六一九匁は、八朔御札割符銀の受取人に対する給銀諸遣一三年分で、四四貫三〇〇目が「平戸町中諸遣」となっている。

以上の引残り五三貫三七九匁のうち、四九貫三七九匁は、貞享二年から元禄九年までの一二年間に、平戸町中へ「坪数

ニ割渡」した分である。残りの四貫は、元禄十年一年分の町中遣の引残り分で、町中用銀として使用中のものである。

以上のうち、額面がもっとも多くかつ重要なのは、「平戸町中諸遣」と平戸町方への配分銀で、両者で全体の八一%を占めている。前者は町年寄をはじめとする平戸町方の諸計費と考えられるので、平戸の地下町人に対するいわゆる町方配分銀は後者である。町方における小割配分の実態は解らないが、「手鑑」には「坪数ニ割渡」とある。したがって、平戸町の坪数に応じて配分されたのであろう。

では、当時の平戸の町方はどのように構成され、そこでの商人はどのような性格を有していたのであろうか。以上考察した貿易仕法の変遷との関連において考察を加えよう。

第二表は元禄十六年における平戸町の構成を示したものである。それによると、当時の平戸町は大福町以下総数二一町より構成され、そのうち、本町通り一六町・職人町五町となっている。総町家屋敷数は八二一軒、総町坪数は三万七、三五五坪である。前述した糸割符増銀の町方配分は、この坪数に応じて、総数二一町の地下町人に配分されたものと思われる。

各町には懸の町年寄・乙名が設置されているが、両者は同一の町にはなく、一町間隔に何れか一方が設置されるという特色をもっている。しかも乙名の場合、六名のうち四名が二町の乙名を兼ねている。町年寄の場合、谷川甚右衛門と谷村三右衛門は三町の、近藤市郎左衛門と橋屋喜左衛門は二町の町年寄をそれぞれ兼ねている。職人町の場合は、町年寄の外に頭料が設置されたが、この場合の町年寄は本町通りの町年寄が兼ねている。このように、平戸町においては、町役人が複数町の役人を兼ねているため、総町数に対して町役人の数は少なく、町年寄は五名・乙名は六名を数えるのみである。²⁴⁾

これらの町役人が平戸町の上層町人を構成していたことはいうまでもないが、かれらを含めて、平戸町の地下町人(平町人)は、商人としてどのような性格を有していたのであろうか。第三表がすなわちそれを示したものである。

第2表 元禄年間における平戸町の構成

番号	町名	懸年寄	乙名	頭料
1	大福町	谷川 助左衛門		
2	祝町		谷川 惣右衛門	
3	常盤町			
4	福寿町			近藤市郎左衛門
5	延命町		平野 小右衛門	
6	宮之町	橋屋 喜左衛門		
7	本町		清水次郎左衛門	
8	安富町			
9	天神町	谷川 甚右衛門		
10	吉野町		松永 九郎兵衛	
11	善積町			
12	恵美須町			谷村 三右衛門
13	大黒町		納谷 三郎兵衛	
14	富之町	谷村 三右衛門		
15	大吉町		宮川 勘兵衛	
16	富江町			
17	紺屋町	谷川 甚右衛門		黒崎 又右衛門
17	大工町	近藤市郎左衛門		安武弥三左衛門
19	白銀町	橋屋 喜左衛門		西 儀兵衛
20	桶屋町	谷村 三右衛門		安武弥三左衛門
21	鍛冶屋町	谷川 甚右衛門		森田 太左衛門
総町家屋敷数		821 軒		
総町蔵数		72		
総町坪数		37,355 坪		

〔註〕 「御役所御手鑑」による。

そこで職業構成にみられる平戸町人の性格は、呉服屋以下日常生活に必要な小商人・職人であり、特筆すべき性質のものはない。諸色振売小商人が多数みえるのは、藩権力による他国商人の誘致策によるものであろう。しかし、呉服屋五軒はすべて元禄年間に店を構えたものであり、また質屋はかつて二三軒あったものが途中で八軒潰れ、元禄五年に新規八軒

大名領国における糸割符制の変遷と商人の動向（藤野）

第3表 元禄年間における平戸町の職業構成

職 業 名	軒 数	職 業 名	軒 数	職 業 名	軒 数
呉 服 屋	5軒	香 具 屋	1軒	染 屋	32軒
質 屋	16	髪 付 屋	27	正 平 紋 屋	3
酒 屋	23	鬘 屋	3	晒 屋	8
同 ほ て	12	風 呂・湯 屋	4	左 官	3(人)
同 出 見 世	6	刻 た ば こ 屋	33	石 切	7(人)
粧 屋	29	地 下 酒 頭 師	11(人)	石 垣 築	8(人)
味噌・醤油・酢屋	22	同 粧 頭 師	6(人)	乗 物 屋	1
米 屋	22	同 油 し め 頭 師	5(人)	桧 物 屋	2
焼菓子・饅頭・餅屋	21	諸色振売小商人	176(人)	指 笠・灯燈張	2
飴 屋	6	髪 結	4(人)	畳 指	4(人)
素 麵 屋	28	日 用 取	57(人)	衣 仕 立 屋	1
八 百 屋	7	御 蔵 中 仕	4(人)	木 綿 下 結 屋	1(人)
麸 屋	4	羽織屋・足袋屋	11	舁 屋	2
豆 腐 屋	31	平 鍛 冶	35(人)	鍋 屋	1
寛 若 屋	10	研 屋	3(人)	鏡 研 究	1
魚 屋	50	鞆 師	11(人)	材 木・板 屋	2
魚 振 売	46(人)	金 具 屋	4(人)	鞆 木・染 屋	3
鮓 屋	1	香 濾 簀・花切屋	2	焼 物 屋	6
問 屋	12	家 大 工	90(人)	櫛 ・ 筆 屋	1
船 宿・客 屋	36	主 持 大 工・桶屋	14	絵 師・表 具 張 付 屋	2(人)
胡 摩 油 屋	17	木 挽	49(人)	縫 屋	1(人)
打 綿 屋	24	桶 屋	49(人)	鍋 釜・菜 膳 屋	1
菓 種 屋	3	木 挽	13(人)	刀 脇 指 金 具 絵 袴 下 絵 画	1
		船 大 工	31(人)		

〔註〕 「御役所御手鑑」による。

大名領国における糸割符制の変遷と商人の動向(藤野)

の質屋を認めて二三軒にしたが、同十五年以降またまた七軒が潰れ、一六軒になったことに示されるように、諸商人の競争・盛衰は激しいものがあつた。これとともに、注目されるのは、酒ほて三〇人のうち、一六人が在浦に進出するか、あるいは在浦の商人に売渡して²⁶いることで、このことは、農漁村における商業資本の侵透と台頭を示すものである。

ところで重要なことは、平戸町の上層町人を構成する町役人のうち、第二表に掲載した町年寄の全員および乙名六名のうち四名が酒屋であるということである（残り二名のうち一名は酒ほて、他の一名は糶屋）。そのうち、町年寄の谷川助左衛門は、同じ町年寄の吉村庄次郎（「手鑑」にはみえない）とともに、貞享二年における分国糸の再配分に際し、御礼のため長崎に出向している。思うに、これらの町役人が糸割符増銀の受益者の中心で、残りが第三表に示した小商人に配分されたのであろう。

ここで想起されるのは、市法貨物時代において、貨物取引に参加していた五九名の商人の性格である。そこでは、平戸の大商人三名・中商人二四名・小商人三二名という規定がなされたが、国貨物頭に前述した吉村庄次郎が任命されたことに示されるように、大商人は町年寄のうちとくに取引額の多い商人であり、中・小商人は、それ以下の町役人および第三表に示した諸商人のうち、貨物取引をなしうる資本を有した階層の商人であつたと考えられる。それが取引額に応じて中商人と小商人に区別されたのである。

寛永十八年、オランダ商館の長崎移転によって大打撃をうけ、さらに明暦元年における糸割符制の廃止にともなう分国糸配分の中止によって、その衰退を決定的とした平戸の貿易商人は、自ら商人として経営形態を改革せしめるなかで、あるものは鯨組に転向し、あるものは商業資本家として生きのび、町役人として上層町人を構成しながら、幕府の貿易仕法の変遷に対応し、その利益銀の配分に預つてきたのである。諸商人の激しい競争・盛衰は町役人にも反映し、一部その勢

力の交替がみられたが、糸割符制が復活された貞享・元禄期は、その勢力もほぼ固定し、かれらは少数にて糸割符増銀の受益者の中心となったのである。平戸町における少数町役人の制度は、このことと無関係ではなからう。

以上のように、平戸藩における長崎貿易利益銀の受益者の中心が、商業資本家として自らの再生産の基盤をもち、かつ町役人として特権的地位を保持していたことが、元禄十年十一月、糸割符制の改正によって分国糸が廃止され、翌十一年いわゆる長崎会所貿易となっても、急速に衰退しなかった理由であったのである。

【註】

書】2所収）。

(1) 鎖国体制と平戸藩の関係については、藤野保『幕藩体制史の研究』五二五—五二八頁参照。

(2) 「長崎根元記」。

(3) (4) 「糸割符御定之基」(『堺市史料』商業一一所収)、「長崎初発書」(『泉屋叢考』一〇輯所収)。中田易直

「鎖国の成立と糸割符」(東京教育大学文学部紀要X『史学研究』所収)、箭内健次「分国糸についての一考察」(『史淵』八八輯)参照。

(5) 「御役所御手鑑」、箭内健次「鎖国と平戸商人団」(『史淵』六六輯)参照。

(6) 中田易直「糸割符の変遷」(伊東多三郎編『国民生活史研究』2所収)。

(7) 「松浦史料博物館」所蔵。

(8) 箭内健次「長崎貿易仕法変革の意義——とくに市法貨物商法を中心に——」(『九州文化史研究所紀要』五号)。

(9) 『通航一覽』第四、『崎陽群談』第二(『九州史料叢

(10) (11) 箭内健次前掲「九州文化史研究所紀要」五号掲載論文、中田易直前掲『国民生活史研究』2所収論文参照。

(12) 箭内健次氏は前掲論文において、竹越与三郎『日本経済史』五卷所収の右史料を寛文十二年のものとして推定されているが、右史料には「駿河」が含まれており、「駿河」が市法貨物増銀の配分を受けたのは延宝三年であるから(中田易直「駿河と長崎貿易——近世封建都市の一考察——」、『中央大

学八十周年記念論文集』所収)、先の推定は正しくないものと思われる。

(13) 箭内健次「長崎」九五頁。

(14) 『崎陽群談』第二。

(15) 竹越与三郎『日本経済史』五卷三四三頁。

(16) 貨物増銀の町方配分については、中田易直前掲『中央大

学八十周年記念論文集』所収論文参照。

(17) 藤野保「幕藩体制史の研究」四—一頁以下参照。

(18) 『崎陽群談』第二。

大名領国における糸割符制の変遷と商人の動向(藤野)

- (19) 中田易直前掲『国民生活史研究』2所収論文参照。
(20) 「糸割符宿老覚書」（『九州文化史研究所』所蔵）、「御役所御手鑑」。

料の職務内容が明確化されたが、これは寛文・延宝期における平戸藩行政部門の整備・拡大に対応したものである。

- (21) 「御役所御手鑑」。

(25) 藤野保『幕藩体制史の研究』五四八頁以下参照。

- (22) (23) 中田易直前掲『国民生活史研究』2所収論文。

(26) 「天祥公代御法度」（『長崎県史』史料編第二所収）、「御役所御手鑑」。

- (24) 四代藩主松浦鎮信（天祥）の末年に、町年寄・乙名・頭

【付 記】

本稿執筆に際して、箭内健次・中田易直両氏より、有益な御助言をえたことを記し、謝意を表したい（一九六七・七一八）。